

平成 29 年度第 1 回大阪府都市計画審議会常務委員会議事録《要旨》

- 日 時 平成 29 年 9 月 27 日（水） 15:00～17:00
- 場 所 大阪府庁別館 7 階 都市計画室分室
- 議 事 (1) 検討の進め方
(2) 公園・緑地に関する計画と現状
(3) 公園・緑地を取り巻く環境の変化
(4) 府営公園の現状
(5) 論点の整理
- 出席委員 加我委員、赤澤委員、井原委員、小林委員長、滋野委員
- 事務局 都市整備部都市計画室長 ほか

1. 開会

<都市計画室長 あいさつ>

2. 議事

<資料 1 事務局説明>

加我委員

本委員会の検討範囲については、まちづくりを支える公園のみならず緑地も含めたオープンスペースとして議論を進めていくなかで、どの範囲まで捉えるべきなのか、公園緑地に関する計画と現状についての論点を踏まえて、議論していきたい。基本的には、都市計画公園の核となる広域公園、大阪府の場合、府営公園が全て広域公園なので、これを中心に議論したい。

<資料 2～4 事務局説明>

事務局

本日、欠席の嘉名委員から大きく 3 点、ご意見をいただいているので紹介する。

- ① 府営公園と基礎自治体の公園それぞれが担うべき役割の違いを整理した上で、府営公園はどうあるべきかを検討する必要がある。
- ② 将来急増する空地も含めた議論が必要ではないか。
- ③ 公園と公園をつなぐ、広域的なネットワークを描くといった視点が必要である。

<資料 5 事務局説明>

井原委員

平成 5 年度に策定された大阪府公園基本構想が目標にしてきたことに対して、これまで府が取り組んできたことの効果等を検証することが非常に重要である。

赤澤委員

公園に関わる事業者や市民、NPO等も増え、いろんな主体が関わりつつも府営公園の公共性を保つための協働の仕組みや体制等の議論が必要である。条例の制定や審議会の設置により、大きな判断は府が行う仕組みづくりが必要である。

事務局

現在は、指定管理者が中心となり民間企業や地元の方等と、協議会を設けて大阪府も参画し、公園づくりや運営を進めているが、指定管理者は5年で見直されるので、参加者は変わらないままで、協議会の核である指定管理者が変わってしまうことがある。その時に、継続性、公共性を担保するためにも、しっかりと大阪府も関与していく。また、公園の将来像について議論いただき、そこを目指すためにどのように進めていくのか、委員のご意見をいただきながら検討していく。

滋野委員

下記の資料があれば、現状や周辺の環境が捉えられ、課題抽出につなげられるのではないかと。

- ・府民が公園にどのようなことを求めているのか分かる資料
- ・府の全体事業費の中で公園事業費がどのくらいなのか分かる資料
- ・全国と比較して、大阪に緑地が少ないことが分かる資料

事務局

財政状況について、都市整備部の予算約 **1,900** 億円のうち公園予算は約 **42** 億円で約2%といった状況。府の中で、都市整備部そのものの予算が減少し、福祉や医療などが増加。この傾向は今後も続くと思われるが、久宝寺緑地などは、自衛隊の後方支援活動拠点とされているが、面積が足りておらず、しっかりと整備していかないといけない。

加我委員

役割分担について、施設緑地として確保し、オープンスペースを防災に活用していくこともあるし、一方、地域制緑地として担保することも考えられる。施設緑地と地域制緑地、その他の周辺の緑地、緑空間の役割分担を考えながら、公園のあり方を考えていく必要がある。

小林委員長

6点ある。

- ① 平成5年に計画策定されてから、新たな方針がなかったというのは、制度的にも問題である。何年毎にフォローアップしていくのか、ロードマップを設計しないといけない。
- ② 府営公園とは何なのか、理念を確立する必要がある。府営公園であることの意義を明確にすること。

- ③ 指定管理者の入札時、競争性を担保できるような仕組みが必要である。
- ④ 「大阪府における都市計画のあり方」で示された3層の都市構造の理念を実現するために、公園が重要な施設であることを打ち出していくべき。
- ⑤ どこまでサービス水準を確保するのか、管理のクオリティを確保する仕組みを検討すべき。
- ⑥ 定義のはっきりしない里山だが、保全区域の指定など、保全の方法を考えてもよいのではないか。

事務局

平成5年の基本構想の総括については、現時点の総括を部会でお示ししていく。

赤澤委員

みどりは単なる「場所」ではなく、使い方やそこで得られる機会も含めて公共であることを認識すべき。

<赤澤委員より先進事例の紹介>

加我委員

公共性を確保しつつ、多様化する府民ニーズにいかに対応していくか、先進事例を確認しながら進めていきたい。

井原委員

公園を公共の場所としてどう使いこなしていくかという手法や体制づくりと同時に緑地としての一定の質をどう確保していくのかについても考えていかないといけない。

滋野委員

指定管理者の入札時の評価については、品質 50%、価格 50%とのことだが、指定管理者制度が始まってからこれまで、公園の運営がどのように変わってきたのか。その内容によって、今後のあり方が見えてくるものがあるのではないか。

事務局

指定管理者からイベントなど多様な提案があり参加者が増えており、来園者数も指定管理者制度導入時から増加している。利活用などの状況について資料を整理する。

赤澤委員

公園には、いろいろな社会的な役割があるが、実際に公園を府内他部局が使うとか、他部局が投資するということがあるのか。公共として対応できるところから、公園の役割を広げていくことはありだと思う。本来の公園のあり方から入ると、できないことがでてくる。

加我委員

公園担当部局は、他の部局に公園を使ってもらおうという視点が必要。

赤澤委員

パブリックとは何か考えたとき、皆のものと考えると誰のものでもなくなり、公園が使いにくいとか、してはいけないことが増えてきたりすることがある。何かターゲットを絞って初めてみるという意識が必要。

井原委員

なぜ府営公園になったのかという歴史やコンセプトを再整理することも必要である。また、指定管理者の評価システムとして、各公園のもつポテンシャルをしっかりと理解して活動されているかということも、とりいれていけばよい。

加我委員

公園のあり方の全体の議論と各公園の状況や活動などの積み上げとを両輪で検討していく。

次回は部会で検討していく。これで常務委員会を終了する。